

3.11 福島第一原発事故の責任を、国と東京電力に求めている裁判です

原発損害賠償請求千葉訴訟

判決前決起集会 ～歴史に耐えうる司法判断を求めて～

2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から6年が経過しました。事故による被害はいまだに続いています。事故から2年後、福島県から千葉県等へ避難した私たち原告は東京電力と国に対し、原発事故による損害賠償を求める裁判を提起しました。この裁判の判決期日が、2017年9月22日(金)午後2時、千葉地方裁判所にて行われます。同様の裁判において、去る3月17日、前橋地方裁判所が、国の責任を認める判決を言渡しました。全国各地で原発事故の責任を問う裁判が提起されていますが、千葉の裁判は、全国で2番目の判決です。千葉の裁判でも、何とんでも国の責任を認めさせ、原告勝訴判決を勝ち取らなければなりません。

本決起集会では、作家の落合恵子氏、弁護士の井戸謙一氏をお招きし、以下の講演を行っていただきます。また、私たち原告も、判決を目前とした現在の心境を訴えます。この他にも、原発事故の責任を問う裁判を提起した全国各地の原告や弁護団より、支援のメッセージを頂きます。弁護団より、千葉の裁判の概要も説明いたします。

2017年

9/2 土

11:00～16:30

(10:30 開場)

入場料無料
事前申込不要

講演

会場

「生きる……つながることと抗うことと」



落合 恵子氏

・作家、クレヨンハウス主宰

千葉県弁護士会 3階講堂

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4丁目13-9



「原発被害救済と司法の役割」



井戸 謙一氏

・弁護士
・元裁判官
・福井原発訴訟(滋賀)弁護団長

「私たち千葉県原発訴訟原告による訴え」

主催・お問い合わせ先

千葉県原発訴訟原告と家族の会・原発被害救済千葉県弁護団・千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会

〒260-0013 千葉市中央区中央3-4-8 コーノスピル5階 藤井・滝沢総合法律事務所内 TEL:043-222-1831

原発損害賠償請求千葉訴訟

9月22日千葉判決！みんなの力で勝利判決を勝ち取ろう！



そもそも…

原発損害賠償請求訴訟って？



- はじめに

2011年3月11日、福島第一原発での大量の放射性物質放出事故により、福島県内外に16万人以上の方が避難を余儀なくされました。被害者の方は、突然住み慣れたふるさとから着の身着のまま引きはがされ、見知らぬ土地で現在まで8万人近くが避難生活を強いられています。避難により、福島での自然豊かな暮らしも、地域での築き上げた人間関係も、仕事も、丸ごと失いました。家族がちりぢりになり未だに夫婦や親子別々で暮らしている方も多くいます。

この原発を運転していた東京電力や原発を規制し管理監督する立場の国は、今回の事故は想定外の津波によるものとして、その責任を一切否定し、事故により生じたこれらの被害に誠実に向き合おうとしていません。被害の賠償は、国が作り上げた基準により低額に抑えられ、被害の回復は6年経った現在もきわめて不十分なままです。

- 北海道から福岡まで全国で1万2000人以上の被害者（避難者や滞在者）が原告に！

このような現状に対して、全国の避難者や福島県に滞在している方が原告となって、国と東京電力を被告として、事故の責任と完全な被害の賠償を求めて、裁判を起しました。現在、北海道から福岡まで、約20の裁判所で、1万2000人以上の被害者が、原告となって裁判を続けています。千葉県では、18世帯47人の方が原告となって、事故から2年後の2013年3月11日千葉地裁に裁判を起しました。千葉訴訟では特に、福島に住み慣れたふるさとを失ったことの賠償をふるさと喪失慰謝料として求めていることが特徴です。

- 千葉地裁判決は、全国で2番目の判決！

裁判の期日は24回を数え、今年の1月31日に結審し、9月22日に判決を迎えます。千葉は、3月17日の前橋地裁（判決の内容は、国も東電と同じ責任を認める画期的なものでした！）に続いて全国で2番目の判決となり、今後の全国の裁判への大きな流れをつくる重要な位置づけをもっています。国の責任を認め、国が一方向的に決めた賠償基準を超える判決により、国の政策を動かし、原告以外のすべての被害者を救済する道筋を作ることができます。